

産業廃棄物収集運搬業許可証

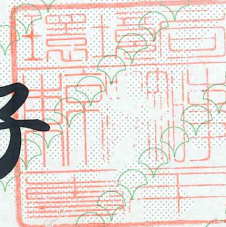
住所 東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

氏名 東京レンドリング協同組合
代表理事 徳田 昌彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 2月23日

許可の有効年月日 令和 8年 2月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、動物系固形不要物、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（油脂回収できるものを除く。）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上6種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成13年 2月23日 新規許可
令和 2年 2月23日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-031750号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

面積：4959.32m²

最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保 管 量	
汚泥（油脂回収できるものを除く。）	一斗缶288個	5.68 m ³
廃酸	一斗缶48個	0.948 m ³
廃アルカリ	一斗缶48個	0.948 m ³
廃プラスチック類	フレコンバッグ1個	0.970 m ³
金属くず	かご車1個	1.12 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ペール缶24個	0.432 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	かご車1個	1.12 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ペール缶24個	0.432 m ³
	保管量合計	11.65 m ³

(以下余白)